

盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集に係るQ & A

令和5年2月2日

| No. | 施設区分 | 書類区分 | 問 | 回答 |
|-----|--------------------------|------|---|--|
| 1 | 小規模多機能型 居宅介護 D | | <p>既存施設の活用により、小規模多機能型居宅介護を新設する場合、備品の入れ替えや改修工事は、補助金の交付対象となるか。</p> <p>また、当該サービスを提供するうえで、どこまで設備を整えればよいのか。</p> <p>加えて、補助上限額を上回る場合は、自己資金を用意するという考え方でよいか。</p> | <p>小規模多機能型居宅介護の新設として、地域密着型サービス施設等整備事業（建設費補助）及び介護施設開設準備経費等事業を活用できる見込であり、開設にあたり必要な備品の購入費、改修工事に係る費用については、補助対象経費になるものと考えられます。</p> <p>施設設備の整備に関しては、「盛岡市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に準じ、設備及び備品について最低限の整備を整えることで開設・運営に支障はございません。</p> <p>また、補助上限額を上回る場合の考え方は、お見込のとおりです。</p> |